

事務事業名	指定文化財修繕支援事業				担当	教育委員会 文化課 文化財係		
政策名	B	学びと歴史・文化が豊かな心を育むまちづくり			増補版施策名			
施策名	5	文化財の保護と継承			<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 昭和47年度～） <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
法令根拠	文化財保護法、栃木県文化財保護条例、真岡市文化財保護条例、真岡市文化財保存事業費補助金交付要綱							
予算科目	1. 一般会計	10. 教育費	4. 社会教育費	2. 文化財保護費				
事業概要	指定文化財の所有者(管理者)が保存や公開のための修理を行なう場合、国・県が予算の範囲内で補助金を交付する事業に対し、市は所有者への指導助言や補助金交付の事務手続きを支援する。 また、事業に要する費用から国・県費補助金を差し引いた額の50%以内について、市が予算の範囲内で補助金を交付する（上限500万円）。「文化財解説板等設置事業」については、24年度よりこの事業に統合した。							

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）		⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
31年度実績 ・国指定建造物 専修寺総門修復補助 ・市指定建造物 横田星宮神社本殿修復補助 ・市指定建造物 仏生寺薬師堂回廊修復補助 2年度計画 ・所有者への指導助言や補助金交付の事務手続きを支援していく。 ・文化財解説板等の修繕を随時実施する。		名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
		ア 国庫補助金額	千円	1,009	0	0	1,113	0
		イ 県費補助金額	千円	0	0	0	0	0
		ウ 市費補助金額	千円	398	0	446	2987	0
		エ						
		オ						
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等		⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
指定文化財及びその所有者（管理者）		名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
		ア 指定文化財の数	件	227	227	226	226	226
		イ 文化財解説板等設置及び修復箇所	箇所	1	0	1	0	2
		ウ						
		エ						
		オ						
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）		⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
指定文化財を適切に保存管理し公開することで次の世代に引き継ぐ。		名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
		ア 補助金により修復された文化財の数	件	2	0	1	3	0
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
④ 結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか）		⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
郷土の歴史や文化について理解を深め、市民文化の向上に資する。		名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
		ア 地域の歴史や文化財に関心を持つ市民の割合	%	68.0	67.4	67.5	67.3	
		イ 文化財を大切にしたいと感じている市民の割合	%	93.1	92.9	93.6	93.1	
		ウ						
		エ						
		オ						
(2) 総事業費の推移		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	千円	0	0	0	0	
		国庫支出金	千円	0	0	0	0	
		県支出金	千円	0	0	0	0	
		地方債	千円	0	0	0	0	
		その他	千円	0	0	0	0	
	一般財源	千円	589	0	469	4,100		
	事業費計(A)	千円	589	0	469	4,100		
	人件費	正規職員従事人数	人	2	1	1	2	
		延べ業務時間	時間	300	100	300	300	
		人件費計(B)	千円	1,246	415	1,251	1,213	
トータルコスト(A)+(B)		千円	1,835	415	1,720	5,313		

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	文化財保護法等の規定により、指定文化財を適切に保存管理するために要する経費の一部を国庫・県費・市費により予算の範囲内で負担する事業について、指定文化財の所有者(管理者)への指導助言や補助金交付の事務手続きを支援する。 文化財解説板等については、地域の歴史や文化への理解を深めるとともに来訪者の利便を高めるため設置している。
②事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	平成21年に二宮町と合併し、指定文化財が増加したため、計画的な修繕が必要である。
③この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？	所有者等からは、補助金の増額や事務手続きの簡略化を求める要望がある。